

事務連絡
令和6年10月1日

都道府県
各 介護保険担当課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課長
介護業務効率化・生産性向上推進室

「電子申請・届出システム」の機能の追加・改善（令和6年10月版）について（周知依頼）

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
電子申請・届出システム（以下「本システム」という。）は、令和4年度から運用を開始しており、その利用を原則化するための介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、各地方公共団体におかれましては経過措置が終了する令和8年3月31日までに確実に利用を開始いただくよう準備を進めていただいているところと存じます。

先般、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年3月15日厚生労働省告示第86号）において、厚生労働大臣が定める様式の改正を行いましたが、猶予期間を設け、令和6年9月30日までは改正前の様式を改正後の様式に代えて使用することができることとしておりました。

今般、前述の改正された様式について、本日より本システムへの適用を開始します。

また、介護事業所の利便性向上のために、法人情報変更時における一括申請機能を本システムに追加しましたので、併せてご案内いたします。

【添付資料】

事業所向け：電子申請・届出システム 令和6年10月機能リリース内容のお知らせ
自治体向け：電子申請・届出システム 令和6年10月機能リリース内容のお知らせ

【担当者】

厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室
（秋山、長谷田、田中、土本、瀬口）
TEL：03-5253-1111（内線 3876）